

島本町マスコットキャラクター「みづまろくん」着ぐるみ貸出制度

使用上の遵守事項

1 みづまろくんについて

- ・平成29年8月5日生まれの男の子（子ども）である。
- ・名前の「みづ」は、古語で「水」を表し、「三津」で三つの川が集まる場所であり、「まろ」は、平安時代の男性、まるいという意味である。
- ・髪の毛は、三川合流をイメージした三色の髪の毛である。
- ・服の色は、島本町の豊かな自然を表しており、模様は町章、帯はやまぶき色である。
- ・リュックサックに付いているストラップは、島本町の特産品であるタケノコのデザインである。
- ・性格は優しく、「～です。」「～ます。」「～だよ。」など喋り方も丁寧。みんなを癒してくれる存在であり、みんなにとって友達や子ども、孫、弟みたいな存在になれるかわいいキャラクターである。

2 注意事項全般

- ・承認された事業のみに使用し、町長の指示する使用条件に従うこと。
- ・島本町及び「みづまろくん」のイメージを損なう恐れのある、以下のような使用をしないこと。
 - 「みづまろくん」は子どもであるため、子どもがしてはいけないこと（飲酒、喫煙など）をすること。
 - 特定の思想や政治、宗教などに関わること。
 - 特定の団体や人物などを中傷すること。
 - みづまろくん自体をいじめること。
- ・「みづまろくん」が、公共の存在であることを常に意識すること。
- ・着ぐるみを第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- ・常に良好な状態で管理すること。
- ・火気及び危険物の周辺で使用しないこと。
- ・雨天時に屋外で使用しないこと。
- ・使用中に破損や汚損等が生じないようにすること。
- ・運搬や保管にあたっては、着ぐるみの変形することのないよう、取り扱いには細心の注意を払うこと。
- ・着ぐるみの着用者以外に、必ず一人介添え者を付けること。

- ・島本町マスコットキャラクター「みづまろくん」着ぐるみ貸出制度実施要綱を遵守すること。
- ・着ぐるみの中に入ったということをSNS等での公開も含め、広く一般に漏らさないこと。
- ・着用者及び介添え者は、スタッフとして従事する際には、みづまろくんサポーター養成研修修了証明書を携帯すること。

3 着ぐるみ着用者

- ・必ず身長170cm以下の「みづまろくんサポーター」が中に入ること。
- ・着用時の服装については、以下の事項を守ること。
 - 素肌が直接触れないよう、長袖、長ズボン（10分丈スパッツ可）、軍手、靴下を着用すること。
 - 頭には、バンダナやタオルを巻くこと。
 - メガネやアクセサリは、外すこと。
 - 化粧はしないこと。
 - 「みづまろくん」のインナーについては、必ず着用すること。
 - 長袖・長ズボンのインナー⇒着ぐるみの順で着用すること。
- ・出演中に人前で「みづまろくん」の頭部を取ったり、喋ったりする行為は、厳に慎むこと。
- ・着ぐるみを着脱する際には、絶対に周囲の人目につかない場所で行うこととし、着用者が見える状態での写真や動画の撮影は行わないこと。
- ・着ぐるみの着脱や使用は、必ず介添え者と共に行うこと。
- ・着用中は、オーバーリアクション気味に動くこと。（着ぐるみは手足が短いので、意識的に大きく動かないと動きが小さく見えるため。）
- ・着用中は、みんなを笑顔にするキャラクターであることを心がけること。
- ・当日の会場、天候及び着用者の体調などを考慮して、適宜休憩を取り、交代するなどして、無理のない着用をすること。
- ・会場の気温等を考慮し、こまめな水分補給を行う等、十分な暑さ対策を講じること。
- ・体調が悪い場合は、着用しないこと。
- ・着用中に急に体調不良になる可能性もあることから、不調の際の合図を事前に介添え者と決めておくこと。
- ・着ぐるみを着用したままで喫煙はしないこと。
- ・子供を抱きかかえる行為は厳禁である。（事故につながる可能性があるため。）
- ・階段に注意し、走る行為や跳ぶ行為は厳禁である。

4 介添え者

- 着ぐるみとは「つかず離れず」を心がけ、事故等にも即座に対応できるだけの距離を保つこと。
- 着用者は視野が狭いため、歩行の誘導や転倒等の事故防止を行うこと。
- 着ぐるみを叩いたり、蹴ったり、足を踏んだり、ファスナーを開けようとする人等がいた場合は、直ちに制止すること。
- 特定の思想等を記載したプラカード等を掲げて着ぐるみと一緒に写真を撮ろうとしたり、また、当該写真をSNS等で公開しようとする人等を未然に防ぐこと。
- 着用者への声掛けは「スタッフ」としてではなく、「みづまろくん」への声掛けとして、親しげに行うこと。

5 使用後

- 使用後はすぐに収納せず、必ず消臭スプレーを使用し、人目につかない風通しの良いところで陰干しし、十分に乾燥させること。
- 消臭スプレーは、必ず貸し出したものを使用し、それ以外の消臭スプレーは、使用しないこと。
- 万が一、破損や汚損等があった場合は、必ずにぎわい創造課へ報告すること。
- 使用済みバッテリーは、専用の充電器で充電してから返却すること。
- 返却期限を遵守すること。